

## 全運車分会での職場集会・座談会・総対話の声を基に 分会・支部・地本と共に練り上げた乗務員勤務制度の見直しに対する 基本要請東京地本案を本部に提出!

1. 乗務員勤務制度を無くさず乗務労働の特殊性を堅持すること。
2. 待機時間を労働時間とし、対価を配分すること。
3. 厳格運用による行路作成を行わず睡眠・食事などを目的とした乗務の中断は実態に即して付与すること。また、短時間行路の設定数については最小限とすること。
4. 乗務労働と他業務との混同を行わないこと。
5. 短時間行路を生み出した場合の標準数の算出について明確にし、乗務対象は育児・介護制度適用者とエルダー社員を基本とすること。また、全乗務員が短時間行路を担当した場合の「その他時間」について欠勤の扱いを可能とすること。
6. 現在の目安時間を踏まえた時短行路を現行程度設定すること。また、育児制度 A の適用対象を小学校入学までとすること。
7. 育児・介護制度適用者への業務選択制を全系統に設置すること。
8. 安全を基軸とした乗務員職場における技術指導について具体的に高めていく制度とすること。
9. 短時間行路を乗務する場合の「その他時間」について通常の乗務員は待機として扱うこと。
10. 賃金規程 96 条 2 項(1)については廃止しないこと。
11. 乗務員室にカメラの設置を行わないこと。

**乗務労働の特殊性を堅持し、安全・健康・ゆとり・働きがいを  
実感できる職場と制度を全組合員で実現させよう!**